

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

15

### 条例

- 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一七
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一七
- 職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…一八
- 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一九
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…一九
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例………(同)…一九
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例………(同)…二〇
- 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例………(同)…二三
- 東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…二四
- 東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二五
- 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二六
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…二七
- 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手

### 条例のあらまし

- 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）
  - 一 出頭した参考人等の費用弁償に係る規定を改めます。
  - 二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…一七

○東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一七

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一八

○職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…一八

○職員の分限に関する条例の一部を改正する条例………(同)…一九

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…一九

○東京都職員定数条例の一部を改正する条例………(同)…一九

○特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇

○市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇

○住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例………(同)…二〇

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二〇

○東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例………(同)…二三

○東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二四

○東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二五

○東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例………(同)…二六

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例………(同)…二七

○非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定を改めます。

二 在宅勤務等手当に関する規定を設けます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。

（例）旅費の種目

（現行）鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当

（改正後）鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 任期付職員の手当に関する規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 任期付研究員の手当に関する規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

●外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第四号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一号）

一 東京都知事及び副知事の給料月額を引き上げます。

(一) 知事

月額 一、四六〇、〇〇〇円 ↓ 一、四七六、〇〇〇円

(二) 副知事

月額 一、一九二、〇〇〇円 ↓ 一、二〇五、〇〇〇円

二 旅費に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**(条例第一二号)**

一 東京都附属機関の構成員の報酬の限度額を引き上げます。

勤務一日につき

三五、五〇〇円 → 三五、九〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

**●東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一三号）**

一 東京都公営企業の管理者の旅費に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

**●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四号）**

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

**●非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一五号）**

一 非常勤職員の報酬の限度額等を改定します。

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

四 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

**●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六号）**

一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

**●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一七号）**

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四二号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七六号）の改正等を踏まえ、介護についての申出があつた場合における措置等に係る規定を設けるとともに、子育て部分休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

**●職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（条例第一八号）**

一 非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第一五号）の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

**●職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（条例第一九号）**

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二一一号）

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の施行による地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二二二号）

一 職員の定数を改めます。

区分	改正後（人）	改正前（人）	増（△）減
知事部局	一九、五五八	一九、〇六八	四九〇
公営企業	一二、八二三	一二、八三九	△一六
議会・行政委員会	一、一四五	一、一一九	二六
合計	三三、五二六	三三、〇二六	五〇〇

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二三号）

一 私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二二号）の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二四号）

一 私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二二号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例（条例第二五号）

一 知事が、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができる事務を追加します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第二六号）

一 交付金の総額は、調整税の収入額等の合計額に一〇〇分の五六を乗じて得た額とします。

二 普通交付金の総額は、交付金の総額の一〇〇分の九四に相当する額とし、特別交付金の総額は、交付金の総額の一〇〇分の六に相当する額とします。

三 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めるほか、規定を整備します。

四 この条例は、令和七年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例（条例第二七号）

一 基金の額を改めます。

三一五、八四九、八七六千円  
↓ 三一三、九三〇、六七二千円

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

## 条 例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ◎東京都条例第三号

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の種類」を「の種目」に改め、「次」の下に「の表」を加え、同項の表を次のように改める。

種目	額
鉄道賃	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の規定により職員（同条例に規定する指定職職員を除く。）に支給する額に相当する額
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	
日当	一日につき一〇、〇〇〇円

第三条第三項中「（昭和二十六年東京都条例第七十六号）」を削り、同項ただし書きを削る。

別表九の項を削る。

### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ◎東京都条例第四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号を削り、同項第一号中「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、「（以下「行（一）四級相当職員」という。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 扶養親族たる子（前項第一号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 一万三千円

第十条第四項中「（以下「特定期間にある子」という。）」を削り、「当該特定期間にある子」を「当該期間にある当該扶養親族たる子」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十一條 削除

第十一條の三第一項第二号中「又はパートナーシップ関係の相手方（）を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第

九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣言による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)〔に改める。〕

第十二条第三項第一号中「いう。」を「いう。」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「定める額」の下に「第十二条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、「支給月数」を「支給対象期間につき第一項各号に掲げる職員としての要件を満たすものとして手当が支給される月数(以下「支給月数」という。)」に改め、同項第三号中「(その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額)」を削り、同条第四項中「(その利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を「(次項及び第六項において「新幹線鉄道等」という。)」に、「(の二分の一に相当する額(その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に支給月数を乗じて得た額)」を「に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)」に改め、同条第五項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して人事委員会が定める職員に限る。)その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 運賃等相当額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第三項第二号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第十二条の二第一項中「又は在勤する公署の移転」を「在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと(以下この項において「異動等」とい

う。)」に、「異動又は公署の移転」を「異動等」に改め、同条の次に次の二項を加える。

#### (在宅勤務等手当)

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会の承認を得て東京都規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。

第十八条の三第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「指定し」を「指定し、」に、「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第二項中「指定する職員」の下に「又は指定職給料表の適用を受ける職員」を加え、「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「当該各号に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て東京都規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める職員にあつては第一号イ又は第二号イの人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して東京都規則で定める勤務をした職員にあつては、これらの額にそれぞれ百分の百五十を乗じて得た額)」を削り、同項第二号中「同項」を「次に掲げる職員の区分に応じ、同項」に、「六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規則で」を「それぞれ次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員 六千円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額

口 指定職給料表の適用を受ける職員 イの人事委員会の承認を得て東京都規則で

定める額の最高額に百分の百五十を乗じて得た額

第十九条の二第三項中「(平成三年法律第百十号)」を削る。

第二十一条の三第一項中「第十一条まで」を「第十条まで」に改め、同条第三項中「から第十二条まで」を「、第十条」に改め、同条第五項及び第六項中「、第十二条」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日ま

での間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条

例」という。）第十条の規定の適用については、同条第一項中「支給する。」とある

のは「支給する。ただし、次項第六号に掲げる者に係る扶養手当は、第三項第二号に

規定する行政職給料表（）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である

もの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相

当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるものに対しても支給し

ない。」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 第十二条の三第一項第二号に規定する配偶者又は同号に規定するパートナー  
シップ関係の相手方

と、同条第三項第一号中「一万三千円」とあるのは「一万一千五百円」と、同項中

三 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同

じ。）六千円（行政職給料表（）の適用を受ける職員のうちその属する職務の

級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属す

る職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で

定めるものの扶養親族たる父母等 三千円）

とあるのは

「二 扶養親族たる父母等（前項第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同

じ。）六千円（行政職給料表（）の適用を受ける職員のうちその属する職務の

級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属す

る職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で

定めるものの扶養親族たる父母等 三千円）

三 扶養親族たる配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（前項第六号に掲げ

る者をいう。） 三千円

とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第三条 改正後の条例第十二条第五項及び第十二条の二第一項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ◎東京都条例第五号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「指定職の職務」を「指定職職員」に、「職員の職務」を「職員」に改め、同項第四号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、同項第七号中「扶養親族」を「家族」に、「届出しないが」を「婚姻の届出をしていないが」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

十 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六

条の四第一項に規定する旅行業者をいう。) その他の人事委員会規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。) であつて、都と旅行役務提供契約(旅行業者等が都に対して旅行に係る役務その他の人事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、都が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。) を締結したものをいう。

第一条第二項中「何級の職務」という場合には「職務の級」とは「により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に、「級の職務をいうものとする」を「職務の級をいう」に改め、同条第三項を削る。

第三条第二項中「又はその」を「若しくは子又はその」に改め、同項第八号中「パートナー・シップ関係の相手方」の下に「又は子」を加え、「第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する」を「人事委員会規則で定める」に改め、同条第五項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。) が、その出発前に第四条第三項」を「が、次条第三項」に、「を取り消され」を「の変更(取消し)を含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。) を受け」に、「において、」を「その他人事委員会規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出をする金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「人事委員会規則で定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同条に次の二項を加える。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、都が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第一項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、「旅行依頼(以下)の下に「この条及び次条に

おいて」を加え、同条第三項中「を変更(取消し)を含む。以下同じ。) する」を「の変更をする」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを変更する」を「その変更

をする」に改め、同条第四項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「当該旅行に関する」を「任命権者が定める」に、「これ」を「、当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「近接地内」を「任命権者が定める」に改め、「旅行に関する」及び「し、これを提示」を削り、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「し、これを当該旅行者に提示」を削り、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を削る。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第二章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改め、同条を第六条とする。

第八条から第十三条までを削る。

第十三条の二第一項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の下に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の下に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第五項中「及び様式」を削り、同条を第七条とする。

第二章を次のように改める。

## 第二章 旅費の種目及び内容

### (旅費の種目及び内容)

第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### (鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第

一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第一号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

### 一 運賃

#### 二 急行料金

#### 三 寝台料金

#### 四 座席指定料金

#### 五 特別車両料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

#### 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動された鉄道により移動するときは最下級（指定職職員が移動する場合には、最上級）、

外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により職務の級が二級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

#### （船賃）

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任

命権者が定めるものをいう。次項及び第十二条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第一号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

#### 一 運賃

#### 二 寝台料金

#### 三 座席指定料金

#### 四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職職員に限る。）

#### 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が三階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額

二 内国旅行の場合であつて、運賃の等級が二階級に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員が移動するとき 上級の運賃の額

ロ 指定職職員が移動するとき 下級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が二以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額

四 第一号及び第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 第一号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

（1） 指定職職員が移動するとき 最上級の運賃の額  
（2） 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 第二号の規定に該当するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

（1） 指定職職員が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額  
（2） 職務の級が五級以下の者が移動するとき 最上級の運賃の額

五 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に四以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

ロ 職務の級が三級以下の者が移動するとき 指定職職員又は職務の級が四級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

六 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に三に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

イ 指定職職員又は職務の級が四級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

口 職務の級が三級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

七 第三号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に二に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額  
(航空賃)

第十二条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

## 一 運賃

### 二 座席指定料金

### 三 前二号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 外国旅行の場合であつて、指定職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が長時間にわたる移動として任命権者が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により指定職員が移動するとき及び職務の級が五級以下の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額  
(その他の交通費)

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行ふものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受け業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

## 四 前三号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### (宿泊費)

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額（次号において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職員 指定職員等

二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

### (包括宿泊費)

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第九条から第十二条までの規定による交通費（第十八条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

#### (転居費)

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）を職員の新居住地に移転するとき、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。ただし、外国旅行においては、別表第一に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受けた場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受けた金額を差し引くこととする。

#### (着後滞在費)

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行につき五夜分を、外国旅行につき十夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。（家族移転費）

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行につきは、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、当該赴任後における職員の新居住地に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

#### 二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

#### 二 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

#### (渡航雑費)

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に

必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。  
(死亡手当)

第二十条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子の外国における死亡(第三条第二項第六号又は第八号に規定する場合に限る。)に伴う諸雜費に充てるための費用とし、その額は、別表第二に定める定額とする。

第三章を削る。

「第四章 雜則」を「第三章 雜則」に改める。

第四十二条第一項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「都以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「または当該」を「又は」に、「こえた旅費または」を「超えた旅費又は」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を二十四条とし、第三章中同条の前に次の三条を加える。

(退職者等の旅費)

第二十一条 第三条第二項第一号又は第五号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

3 第一項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

4 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項及び第三条第一項第二号に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第三号、第四号又は第六号から第八号までの規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第二十三条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第十二条第一項ただし書に規定する場合を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手當に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手當に相当する部分を除く。)及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第四十三条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第二十六条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十四条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「外実施上」を「ほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に改め、同条を第二十七条とする。

附則第四項を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限(第十六条関係)

区分	上限
家財の運送 単位を容積 により算出 する場合	九立方メートル
家財の運送 単位を重量 により算出 する場合	九立方メートル
職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	一・五立方メートル
職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	三六〇キログラム
職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	三六〇キログラム
職員 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 子（一人につき）	六〇キログラム

別表第二 死亡手当（第二十条関係）

区分	死亡手当
全ての者	九三〇、〇〇〇円

## （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

## （経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、なお従前の例による。当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第二十六条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都条例第六号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する。  
改正する条例

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第一百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「、第三項」を「及び第三項」に改め、「及び第四項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とする。

第五条第一項中「第二条第一項、」を削り、「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項まで」に、「第二十二条第二項並びに」を「第二十二条第二項、第二十二条の二第二項及び」に改め、「、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第一百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と「及び任期付職員採用条例」を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第一百六十一号。以下「任期付職員採用条例第四条の」）を「及び東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第一百六十一号。以下「任期付職員採用条例」とい

う。) 第四条の」に、「第十八条の三第一項中」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改め、「「第二十一条及び第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十二条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改め、同条第二項中「第三条第一項、」を削り、「第二十二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二十四条第二項及び」を「第二十四条第二項、第二十四条の二第二項並びに」に改め、「、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と」を削り、「及び任期付職員採用条例第四条の」を「及び東京都的一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)第四条の」に改め、「「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「」を削り、「百分の百九十」を「百分の八十」と、第二十二条の二第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百十二・五」に改める。

第六条第一項中「第十一条まで、」を「第十条まで及び」に改め、「及び第二十二条の二」を削り、「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、「、第二十四条の二」を削る。

第七条中「第四条第四項に規定するものほか、」を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都的一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七号

東京都的一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都的一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条の三第一項及び第三項」を「第十八条の三第一項及び第二項中」に改める。

第九条中「第十二条まで」を「第十条まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第八号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

の一部を改正する条例

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第九号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第十号

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第十一号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括のよう」に改正する。

別表(四)及び別表(五)を削る。

宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「から別表(五)まで」を「及び別表(三)」に改める。

別表(一)中「一、四六〇、〇〇〇円」を「一、四七六、〇〇〇円」に、「一、一九二、〇〇〇円」を「一、二〇五、〇〇〇円」に改める。

#### 別表(二) (第三条関係)

別表(二)中「別表(二) 鉄道賃、船賃及び航空賃」を「別表(二) 鉄道賃、船賃及び航

空賃（第三条関係）」に改め、同表鉄道賃の項及び船賃の部内国旅行の船賃の項中「指定職の職務にある者」を「指定職員」に改め、同部外国旅行の船賃の項中「を二以上」の階級に区分する船舶による旅行の」を「が区分された船舶により移動する」に改め、「運賃」の下に「の額を上限とする。」を加え、「及び特別船室料金、特別船室料金及びこれらとの費用の合計額」に改め、同表外国旅行の航空賃の項中「外国旅行の」を削り、「の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の運賃の範囲内の実費額」を「（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最上級の運賃の額を上限とする。）、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額」に改める。

別表(三)を次のように改める。

#### 別表(三) 宿泊費（第三条関係）

区分	支 給	額
知事		
副知事	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額	四十
秘書	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額	四十

旅費条例の適用を受ける職員の例により任命権者が知事と協議して定め

第三条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括のよう」に改正する。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

#### 附 則

別表(四)及び別表(五)を削る。

2 この条例による改正後の東京都知事等の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第三項、別表(一)及び別表(二)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第五号)による改正後の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「改正後の旅費条例」という。)第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年東京都条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「指定職の職員」を「指定職職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年東京都条例第一百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「三万五千五百円」を「三万五千九百円」に改める。

第四条第一項中「出張した」を「出張し、又は会議に出席した」に改め、同条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

別表中「二万五千五百円」を「一万五千七百円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年東京都条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「指定職の職員」を「指定職職員」に改める。

東京都知事 小池百合子

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年東京都条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、「指定職の職員」を「指定職職員」に改める。

東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年東京都条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

#### ●東京都条例第十五号

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一

部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

別表一中「三三四、〇〇〇」を「三三八、〇〇〇」に改め、同表備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

別表三備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

第一条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例第四条第二項及び別表三の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第十六号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都条例第十七号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第四条第一項ただし書中「四週間」を「一週間」に改める。

第十条の二の二第一項及び第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十六条第一項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第十七条の二の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十七条の三 任命権者は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月二十日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第十七条の四 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度

又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

### 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十条の二の二に規定する超過勤務の免除、同条例第十六条に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都条例第十八号

職員の懲戒に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次の

ように改正する。

第三条第二項中「及び」を「、同条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する額及び」に改める。

第二条 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

#### 附 則

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第十九号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

#### 附 則

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第二十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第二十二号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

第二条第一項の表一の項中「一九、〇六八人」を「一九、五五八人」に改め、同表二の項中「六、七十五人」を「六、七三九人」に、「三、六〇三人」を「三、五六三人」に、「一二、八三九人」を「一二、八二三人」に改め、同表三の項中「一五〇人」を

「一五一人」に改め、同表五の項中「二五人」を「二六人」に改め、同表六の項中「八九人」を「九〇人」に改め、同表七の項中「七八六人」を「八〇九人」に改め、同表合計の項中「三三、〇二六人」を「三三、五一六人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第二十三号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項チ中「第六十四条第一項」を「第一百五十二条第一項及び第二項」に改め、同表七十八の項ノ中「第二十二条の二第四項第七号」を「第二十二条の二第四項第九号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第二十四号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第二十五号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一二十六の項の次に次のように加える。

二十七 東京都出産・子育て応援事業の育児用品等の提供に関する事務であつて規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

◎東京都条例第二十六号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

（昭和四十三年東京都条例）  
都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例  
第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の五百五十一」を「百分の五十六」に改める。

第四条第二項中「百分の九十五」を「百分の九十四」に改め、同条第三項中「百分の

五」を「百分の六」に改める。

別表（第十条関係）

		経費の種類	測定単位	単位	費用
1	議会総務費	人口	一人につき	四〇、八四九円	
2	社会福祉費	人口	一人につき	一六、二八六円	
3	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七四、一三三円	
4	生活保護費	被保護者数	一人につき	一八七、六三九円	
5	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一六四、二七二円	
6	児童数	区立保育所入所児童数	一人につき	一人につき	
7	国民健康保険事業助成費	私立保育所入所児童数	一人につき	一、六四五、四八六円	
8	制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七二七、九一五円	
9	後期高齢者医療	被保険者数	一人につき	一四、五六二円	
10	被保険者数	一人につき	一人につき	七九、六三五円	

三		四		五		六		七		八		九			
衛生費		清掃費		經濟労働費		土木費		生活經濟費		建築公害費		都市整備費		教育費	
1		2		3		4		1		2		3		1	
学校数	人口	学校数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	
学校数	一人につき 一〇、七〇八円	学校数	一人につき 四七五円	学校数	一人につき 五、七六二円	学校数	一人につき 一、五九一円	学校数	一人につき 二、八九九円	学校数	一人につき 一、六六六円	学校数	一人につき 一、二一四、五六九円	学校数	一人につき 一、二一六、四九八、五〇二円
学級数	一人につき 四七五円	学級数	一人につき 五、七六二円	学級数	一人につき 一、五九一円	学級数	一人につき 二、八九九円	学級数	一人につき 一、六〇八円	学級数	一人につき 一、六九、八九一円	学級数	一人につき 一、二一四、五六九円	学級数	一人につき 一、二一六、四九八、五〇二円
生徒数	一人につき 一〇、七〇八円	生徒数	一人につき 五、七六二円	生徒数	一人につき 一、五九一円	生徒数	一人につき 二、八九九円	生徒数	一人につき 一、六〇八円	生徒数	一人につき 一、六九、八九一円	生徒数	一人につき 一、二一四、五六九円	生徒数	一人につき 一、二一六、四九八、五〇二円
中学校費	2	中学校費	2	中学校費	2	中学校費	2	中学校費	1	中学校費	1	中学校費	1	中学校費	1
学校数	一校につき 一一〇、八〇六、二二九円	学校数	一校につき 一一六、四九八、五〇二円	学校数	一校につき 一、二一四、五六九円	学校数	一校につき 一、二一六、四九八、五〇二円	学校数	一校につき 一、二一四、五六九円	学校数	一校につき 一、二一六、四九八、五〇二円	学校数	一校につき 一、二一四、五六九円	学校数	一校につき 一、二一六、四九八、五〇二円

附录

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改  
正）

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

(都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例)の一部改正

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

(令和三年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

### (経過措置)

4 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

第三条第二項各号中、当該年度の前年度以前の年度が令和五年度又は令和六年度である場合こよ、「交付金総額」とあるのは「調整済の収入額と法人事業税交付対象額とする

固定資産減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と

固定資産税減収補填特別交付金額との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と

「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額と固定資産税減収補填特別交付金額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

### ●東京都条例第二十七号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百五十八億四千九百八十七万六千円」を「三千百三十九億三千六十七万二千円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百二十一億一千六百九十八万九千円は特別区への貸付けに、二千八百十八億一千三百六十八万三千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

発行  
電話 ○三(五三二二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001

定価  
一本号  
(郵送料を含む。) 七〇円

印刷所  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)  
郵便番号 101-0051